

経済産業省

20241209保局第3号
令和6年12月17日

三重県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政
省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等につい
て（通知）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の
運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等を別添のとおり制定しまし
たので通知します。今後はこれにより運用してください。

経済産業省

20241209保局第3号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年12月17日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（20190308保局第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和7年2月6日から施行する。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（略）</p> <p>別添 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）（略）</p> <p>別添 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）</p> <p>第 3 条</p> <p>1. ～ 6. （略）</p> <p>7. 別表第 1 第 1 3 号及び別表第 2 第 8 号中「携帯液化石油ガス用バーナー」とは、<u>主として食品の調理や火起こしなどの用途に用いられる、液化石油ガス容器に直接接続することにより、可燃性ガスを使用して炎を出す製品であつて、容易に持ち運びができ、携え持つて使用する製品（いわゆる「ガストーチ」）を指し、据付けて使用するものは含まない。</u> <u>また、次に該当するものは除く。</u> ① <u>液化石油ガス容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が 35 センチメートル以上のもの</u> ② <u>吸収材の封入など液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされた容器を使用する場合に限り、当該容器との接続部がねじ式のもの</u></p>	<p>別紙</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（略）</p> <p>別添 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）（略）</p> <p>別添 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）</p> <p>第 3 条</p> <p>1. ～ 6. （略）</p> <p>[新設]</p>

「液化石油ガスの漏えいを防止するための加工」とは、液化石油ガスが液体の状態
で当該容器から流出することを防ぐための加工のことをいう。

第14条（略）

第14条（略）

経済産業省

20241209保局第3号

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年12月17日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用についての一部を改正する規程

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和7年2月6日から施行する。

○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用についての一部を改正する規程 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	現行												
<p>20241209 保局第3号 令和6年12月17日</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p> <table border="1" data-bbox="1045 1115 1396 2141"> <thead> <tr> <th>液化石油ガス器具等の区分</th> <th>技術的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カートリッジガスこんろ～ガス栓</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>携帯液化石油ガ</td> <td>1 ノズルホルダーからパイロトバーナー及びメーンバーナー（パ</td> </tr> </tbody> </table>	液化石油ガス器具等の区分	技術的内容	カートリッジガスこんろ～ガス栓	(略)	携帯液化石油ガ	1 ノズルホルダーからパイロトバーナー及びメーンバーナー（パ	<p>20211109 保局第2号 令和3年11月15日</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p> <table border="1" data-bbox="1045 96 1396 1115"> <thead> <tr> <th>液化石油ガス器具等の区分</th> <th>技術的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カートリッジガスこんろ～ガス栓</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> </tbody> </table>	液化石油ガス器具等の区分	技術的内容	カートリッジガスこんろ～ガス栓	(略)	[新設]	[新設]
液化石油ガス器具等の区分	技術的内容												
カートリッジガスこんろ～ガス栓	(略)												
携帯液化石油ガ	1 ノズルホルダーからパイロトバーナー及びメーンバーナー（パ												
液化石油ガス器具等の区分	技術的内容												
カートリッジガスこんろ～ガス栓	(略)												
[新設]	[新設]												

イロットバーナーを有しないものにあつては、メーンバーナー) までの液化石油ガスの通る部分、液化石油ガスの取入部からノズルホルダーの入口までの液化石油ガスの通る部分 (パッキン類、シール材、その他の気密保持部材を除く。技術的内容の欄の2において同じ。) 及び器具栓にあつては温度 350 度において、それぞれ溶融しないこと。

2 液化石油ガスの通る部分及び器具栓は、日本産業規格 S 2 1 4 7 (2 0 2 4) カセットこんろの表 2 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料 (日本産業規格 H 5 1 2 1 (2 0 1 6) 銅合金連続製造鋳物は除く)、日本産業規格 H 5 2 0 2 (2 0 1 0) アルミニウム合金鋳物、日本産業規格 G 3 3 0 2 (2 0 2 2) 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料若しくはつき鋼板及び鋼帯又はこれと同等以上の耐食性のある材料若しくは表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 液化石油ガスに侵されないものであること。

(2) 熱的影響に耐えるものであること。

4 器具栓を有すること。

5 ノズルを有すること。

6 1 つの動作によつて器具栓の開及び点火が行われるものにあつては、点火した後に手を離れた時、液化石油ガス通路が開いた状態を維持しないこと。

7 乾電池又は圧電素子を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を 5 回繰り返したときに 3 回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

8 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50 メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に

人の手が触れるおそれのない部分の電気配線については、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていれば足りる。
(2) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。

9 次に掲げる場合において、燃焼器は2分間の燃焼時間に耐えるものであること。また、危険な状態を引き起こすような構成部品の燃焼又は変形がないこと。

(1) 火炎を上方に垂直に向けた場合

(2) 火炎を水平から下方に45度の角度で下げた場合

(3) 容器を下向きにした場合

10 器具栓を閉じた後4秒以内にすべての炎口の火が消えること。

11 燃焼器は確実に装着することができること。また、装着後は使用上支障のある緩みを生じないこと。

12 燃焼器は取り付けた容器の自立を妨げないこと。

13 使用時に部品の緩み及び安全性を損なう不具合がないこと。

14 液化石油ガス通路は1.3メガパスカルの圧力において液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。

15 器具栓を閉じた後に容器を取り外した場合において燃焼器から液化石油ガスが放出される構造のものにあつては、その放出される液化石油ガスが滞留する部分の内容積（器具栓から炎口までの部分を除く。）が1立方センチメートル以下であること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事項	基準
消火	ないこと。
逆火	ないこと。

異常燃焼 ないこと。

(注) 空気調節器を有するものにあつては、空気量が最大になる状態及び最小になる状態のそれぞれの場合において基準に適合すること。

1.7 通常の使用状態において、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度を超えないこと。

測定箇所	温度 (単位 度)
容器の温度	<u>5</u>
操作時に手の触れる部分の表面	<u>35</u>
操作時に手の触れるおそれのある部分 (操作時に手の触れる部分を除く。) の表面	<u>105</u>

(2) (1) の試験を実施した時、燃焼器を構成する各部のいずれかが溶融しないこと。

(3) 通常の使用状態のうち最も温度が上がる条件において、ノズルホルダーからパイロットバーナー及びメーンバーナー (パイロットバーナーを有しないものにあつては、メーンバーナー) までの液化石油ガスの通る部分、液化石油ガスの取入部からノズルホルダーの入口までの液化石油ガスの通る部分 (パッキン類、シール材、その他の気密保持部材を除く。) 及び器具栓が溶融しないこと。

1.8 容器と燃焼器との接合部から器具栓までの部分については0.

9 メガパスカル、器具栓から炎口までの部分については常用の圧力で行う気密試験に耐えるものであること。

1 9 容器と燃焼器との接合部の気密性能は、0.9メガパスカルの圧力で行う気密試験に耐えるものであること。

2 0 通常の使用状態において、燃焼器本体が液化石油ガスを気化する機能を有すること。

2 1 空気調節器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 通常の使用状態において設置位置が変化しないこと。

(2) つまみを動かして空気を調節するものにあつては、つまみの操作が円滑、確実であること。

2 2 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数に適合する回数に適合する後、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 器具栓については、液化石油ガス漏れがないこと及び使用上支障のある欠陥がないこと。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の7に定める基準に適合すること。

(3) 容器と燃焼器との接合部（ねじ接続のものを除く）については、技術的内容の欄の19に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	3,000
点火装置	3,000
容器と燃焼器との接合部（ねじ接続のものを除く）	1,000

2 3 使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動を加えた後、技

術的内容の欄の1.8及び1.9に定める基準に適合すること。

2.4 遠隔操作機構（有線式のものを除く。）を有しないものであること。

2.5 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器に関する事項が表示されていること。

2.6 燃焼器には取扱説明書が添付されているものとし、次の事項が記載されていること。

(1) 燃焼器の取扱に当たって、特に注意すべき事項

イ 使用すべき容器の名称

ロ 禁止される使用方法

ハ 使用する場所、位置についての注意事項及び防火上の注意事項

ニ 使用上の注意に関する事項

(イ) 点火、消火の確認

(ロ) 使用可能な方向が限定されているものにあつては、その

方向

(ハ) 使用可能な燃焼時間があるものにあつては、その燃焼時間

(ニ) 傾けて使用してはならないものは、その旨の注意

(ホ) 傾けて使用可能なものは、その角度範囲

(ヘ) 予備燃焼が必要なものにあつては、予備燃焼させてから使用する旨の注意及び予備燃焼の時間

ホ 点検、掃除に関する事項

(2) 燃焼器等の組立に関する事項（組立を要するものは、その要領及び注意）

(3) 燃焼器の使用方法に関する事項

イ 点火、消火、火力（液化石油ガス量）調節、空気調節の方法等

<p>ロ 容器の取付及び取り外し方法</p> <p>(4) 使用中、使用後において特に高温になる場合は、その旨の注意</p> <p>事項</p> <p>(5) 落下、衝撃等に関する注意事項</p>	
<p>調整器～対震遮断器</p>	<p>(略)</p>

(備考)
(略)

[カートリッジガスこんろ～ガス栓]
(略)

[新設]

<p>調整器～対震遮断器</p>	<p>(略)</p>
------------------	------------

(備考)
(略)

[カートリッジガスこんろ～ガス栓]
(略)

[携帯液化石油ガス用バーナー]
2について

(1) 「同等以上の耐食性のある材料」とは、日本産業規格 Z 2371 (2015) 塩水噴霧試験方法の 5. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 試験条件において、4. 2. 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を 24 時間以上噴霧した後、13. 試験結果の表し方 a) 腐食面積に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイテンダンプンバ 9. 8 から 6 までの腐食面積率である金属のことをいう。

(2) 「表面」とは、液化石油ガスの通る部分 (パイロットバーナー、メインバーナー及びノズル以外の部分に限る。) 及び器具栓にあっては外面を、パイロットバーナー、メインバーナー及びノズルにあっては内面及び外面をいう。

3について

(1) 「液化石油ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2147 (2024) カセットこんろの 6. 材料 b) に適合していることをいう。

(2) 「熱的影響に耐える」とは、燃焼器を温度 100 度の状態に 216 時間以上維持した後、室温に戻った状態で技術的内容の欄の I 8 及び I 9 に定める基準に適合する

ことをいう。

7について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 1 4 7 (2 0 2 4) カセットこんろの 7 .

1 0 . 2 試験方法 c) の操作をいう。

9について

(1) 取扱説明書等で使用できないことを明確に記載している場合は除く。

(2) 「容器」とは、技術的内容の欄の 2 6 (1) イの規定により使用すべき容器として表示されている容器をいう (以下携帯液化石油ガス用バーナーの項において同じ)

一

1 2について

「燃焼器は取り付けた容器の自立を妨げない」については、転倒防止用の附属部品が同梱されており、かつ、取扱説明書で附属部品を取り付けて使用する旨の記載がある場合は、附属部品を取り付けた状態で確認することとする。

1 5について

「器具栓を閉じた後に容器を取り外した場合において燃焼器から液化石油ガスが放出される構造」とは、燃焼器と容器との接合部から器具栓までの液化石油ガスの通る部分が大気には開放されている構造をいう。

1 6について

(1) 消火がないこととは、点火 1 5 秒後において、炎が消滅することがないことをいう。

二

(2) 逆火がないこととは、点火して 1 0 分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(3) 異常燃焼がないこととは、取扱説明書に記載された安定時間燃焼させた後、取扱説明書に記載された使用可能な各方向に 3 . 0 秒間回転させたとき、通常の燃焼状態と比較して炎の大きさ及び炎の 1 / 2 以上の色が著しく変化する状態が 3 秒以上継続しないこと並びに液化石油ガスが液体で噴出しなことをいう。

1 7について

「操作時に手の触れるおそれのある部分の表面」については、本体及び取扱説明書に高温注意等火傷に関する注意喚起の表示があるものは除く。

2 0について

「液化石油ガスを気化する機能を有する」とは、容器が上向きの方角で燃焼が安定した後、容器が下向きの方角に傾けたとき、液化石油ガスを気化することにより異常燃焼がないことをいう。

2.2 について

「使用上支障のある欠陥」とは、器具栓が固くなり回転しなくなる、破損する等をいう。

2.4 について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト上、通信回線を利用したスマートフォン及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

2.5 について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできないような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

2.6 について

「落下、衝撃等に関する注意事項」とは、落下した場合や強い衝撃が加わった場合は、使用を中止するか、点検修理を依頼する旨の記載をいう。

[調整器～対震遮断器]

(略)

[調整器～対震遮断器]

(略)

附 則

この規程は、令和7年2月6日から施行する。

なお、改正日から令和8年2月5日までは従前の例によることができる。

